

# 本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

隔週水曜日発行

第803号

## 平成22年度 嶺北地区トリアーシ訓練の

### 実施についてお知らせ

#### 目的

南海地震発生により多数の傷病者が同時に発生した場合に備えて、傷病者の緊急度や重傷度に応じた適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定するトリアーシ訓練を実施する。このトリアーシ技術の向上を図るとともに、地域住民への周知・啓発をはかるものです。

#### ○実施主体

災害医療対策中央東支部会議 土佐・長岡郡医師会、本山町、大豊町、土佐町、大川村、高知県

#### ○日 時

11月28日(日) 午前9時から 午後1時までを予定

#### ○場 所

本山町立国保嶺北中央病院 正面駐車場

#### ※ 雨天時は、本山小学校体育館

#### ○日 程

9時～ 受付

9時30分～9時40分

オリエンテーション

9時40分～10時10分

トリアーシについて全体説明

10時10分～10時40分

トリアーシについての説明

※ 医師・看護師、役場職員、住民・自主防災組織団体等

10時40分～11時 トリアーシ準備

11時～12時

トリアーシ訓練 症例30程度

12時～12時30分 講評

◎ この機会に多くの地域住民の皆様が

1人参加ください。

お問い合わせ先】 健康福祉課

電話 70-1-0600

### 高知県暴力団排除条例が制定されました

○ 県は、公共事業などの県ですべての事務、事業から暴力団を排除します。

○ 学校や図書館などの施設から200mの区域内で暴力団事務所を開設、運営することが禁止されます。

○ 事業者は、暴力団の威力を利用する目的などで暴力団員等に金品を渡すことが禁止されます。

○ 不動産所有者や宅建業者などは、暴力団事務所を使用する行為を知って、不動産取引を行うことが禁止されます。

○ 祭礼などの行事主催者は、露店出店者が暴力団員等であることを知って、露店を出店させることが禁止されます。

○ 詳細は、[警察HP](#)です。

☆ 施行日 平成23年4月1日

県警察本部組織犯罪対策課暴排第2係まで

電話 088-826-0110

### クヌキ原木の競売について

下関子行川山のクヌキ原木につきまして次のごとの競売します。

○ 場所 所在

本山町下関子行川山国有林四一林班の二小班

面積・林齢・材積

5. 8715ha・31年・704.54立法材

○ 現地説明会日時・場所

11月15日(月) 午後2時までに川樽の滝へ集合。現地案内します。

※ 現地説明会参加希望者は、11月12日午前中まで「1」連絡ください。

○ 入札日時・場所

11月19日(月) 午前10時 本山町役場一階 第三会議室

○ 入札参加資格

(一) 町内に住所を有する者。

(二) 破産者で復権を得ない者でない者。

(三) 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第一号から第六号までの規定に該当する者で一般競争入札に参加することを停止されている者でない者。

(四) 地方自治法第二百三十八条の三の規定に該当しない者。

お問い合わせ先】

まちづくり推進課 産業振興班 電話 0887-76-3916

**毎月第3金曜日、高知地方裁判所  
民事 家事相談の実施日です**

高知地方裁判所職員による「民事 家事相談」を実施しますので、口頭での心配事や悩み事がありましたら、この機会に民事 家事相談をご利用ください。

なお、相談は事前予約制 相談日の1週間前までです。必ず、電話等で予約を入れてください。

○相談日 11月19日(金)

午後1時～3時30分まで。

相談時間は、1組あたり30分です。

【事前予約連絡先】

総務課 電話 76-220223

**毎月第3木曜日は行政相談の日です**

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の疑問や苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、委員の目録を受け付けるほか、毎月第3木曜日(町役場で定期的)開催される行政相談所でも受け付けています。ぜひ、お気軽に「」相談ください。

○日時 11月18日(木) 午前10時～正午

○場所 役場 階市民相談室

変更になる場合があります

お問い合わせ先】行政相談員 曾我部 巧

自宅/日本山町三三六番地

電話 76-220007

**父子家庭の皆さまお忘れではありませんか？**

平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当を受給するためには、市町村へ申請認定請求が必要となります。

○ 父子家庭の支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じうしている場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が、定程度の障害の状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他 母が1年以上遺棄している子ども、母が婚姻に1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子ども(など)

○ 手当額 (月額)

受給資格者 ひとり親家庭の父(母など)が監護 養育する子ども数や受給資格者の所得等により決められます。

児童1人の場合

全部支給 41,720円

部支給 41,720円～9,800円

児童2人以上の加算額

2人目 5,000円

3人目以降1人につき 3,000円

お問い合わせ先】

住民生活課住民班 76-21113

**嶺北地域医療講演会の実施について**

○日時 11月26日(金)

午後2時～4時

○場所 プラチナセンター 文化ホール

○演題 みんなで支える医療と介護

○講師 愛媛大学医学部附属病院医療福祉支援センター長

榎本 真幸 ひつもと しのいち(氏)

○主催 嶺北地域医療福祉懇話会

お問い合わせ先】健康福祉課

70-10000

**地球にやさしい電話帳を頂くため**

**古い電話帳の回収にご協力を**

NTTグループでは、地球にやさしい取り組みとして、新しい電話帳をお届けする際に古い電話帳を回収させていただきます。それを新しい電話帳の原材料とする「電話帳クローズドループリサイクル」の取り組みを行っております。11月に新しい電話帳をお届けした際には、配達員にまでお使いになった古い電話帳をお渡しいただきたい。

なお、新しい電話帳をお届けした際に「」不在の場合は、後日改めて回収にお伺いしますので、お手数ですがタウンページセンターまでご連絡ください。

また、タウンページセンターでは電話帳に関する各種ご要望 お届け先や配達冊数の変更等)も承っております。お気軽に「」ご連絡ください。

お問い合わせ先】タウンページセンター

電話 0120-5009-3009